

令和2年度松本市差別撤廃人権擁護審議会 議事録

- 1 開催日時 令和2年9月2日(水)午前10時～午前11時50分
- 2 開催場所 Mウイング3階 3-2会議室
- 3 出席委員 石坂清子委員、大野利和委員、柏澤由紀一委員、勝野おき江委員、上條尚義委員、上條裕史委員、佐々木保好委員、砂山 誠委員、高木美好委員、武田文夫委員、田中英子委員、濱 眞委員、平谷哲治委員、降旗 登委員、松山紘子委員、百瀬一美委員、井上雅彦委員(オンライン参加)
- 4 欠席委員 宮下一矢委員(以上1名)
- 5 事務局出席者 副市長(嵯峨宏一)、総務部長(伊佐治裕子)
人権・男女共生課長(前澤典子)、学校指導課長(高野毅)、生涯学習課長(栗田正和)、人権・男女共生課課長補佐(藤松智彦)、学校指導課指導主事(中島紀子)、生涯学習課社会教育推進担当係長(中村安広)、地域づくり課地域づくり担当係長(野口利江子)

6 会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 委員自己紹介
- (4) 正副会長選出
ア 会長 柏澤由紀一 委員
イ 副会長 百瀬 一美 委員
- (5) 議事
ア 松本市人権関連施策について
(令和元年度事業実績及び令和2年度事業計画)
イ 質問・提言事項への回答
ウ 人権相談事業について(報告)
エ パートナリシップ宣誓聖堂について
オ その他
- (6) 閉会

7 会議の要旨

議事ア 松本市人権関連施策について資料に基づき事務局から説明

資料1 「国・県・松本市の人権施策について」人権・男女共生課

資料2 「松本市人権関連施策一覧について」人権・男女共生課、学校指導課、生涯学習課

議事イ 質問・提言事項への回答

資料3 質問No. 1 人権・男女共生課説明

質問No. 2 人権・男女共生課説明

質問No. 3 地域づくり課説明

議長

ただいまの説明につきまして、質問された委員さんいかがでしょうか。

委員

今年から相談事業を始めたが、時間も浅いということもあり、ここに書いてあるとおりで解釈としてはいいのかなと思います。

議長

こういった窓口があるということが、いいのではと思いますが、周知の方法をもう少し考えていただきたいと思う。コロナの関係が影響したのかなとも思います。

議長

次に○委員さん

委員

ありがとうございました。幼い子どもさんが一番信頼できる親御さんから虐待を受けるというニュースを聞いて心を痛めています。そういった子供たちや世話をしている人達が安心できるような水際の相談窓口として対応をお願いしたいと思います。

次に、質問の3ですが、最近95歳の方が運転する車に、停車中の身内の車がぶつけられた事故がありました。高齢の方が車を手放せないという状況もあり、こういった事故が増えているということもありますが、未然に防ぐ取組みといったものが広がっていけばいいなと思っています。

議長

買い物弱者の問題ですが、なかなか簡単には解決していかない問題とは思いますが、それぞれの地域でも引き続き検討していただきたいと思います。

事前にいただいた質問は以上ですが、ただいまの説明を聞いてご意見ご質問があれば出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしければ、続いて議事3 人権相談事業について担当者から説明をお願いいたします。

議事3 人権相談事業について（報告）

資料4について、人権・男女共生課説明（報告）

議長

ただ今の人権相談事業につきましては、ご意見ご質問のある方はお願いします。

質問なし

よろしければ、次、議事4「パートナーシップ宣誓制度について」担当課より説

明をお願いいたします。

議事4 パートナーシップ宣誓制度について

資料5について、人権・男女共生課から説明。

あわせて、当事者の方からお寄せいただいたご意見として、制度導入を2年程度延期することの要望と、制度導入を歓迎するメール・電話の内容、新聞記事について紹介。

議長

ただ今 事務局から説明がありましたように、パートナーシップ宣誓制度そのものは、一番最初が2015年の東京都渋谷区ということで歴史の浅い制度であります。加加速度的に増えていっているという状況にあります。この制度に関しまして、まずはご意見を伺いたいと思います。

説明にもありましたが、この制度はLGBT 性的マイノリティゆえに生きづらさや悩みを抱えているということで、資料の2ページにもありましたが、提供可能な行政サービスを例えば市営住宅の入居が親族に限られるとか、いろんな制約がありますが、そういった制約が解除されるといった面があるわけです。制度に関して何かご意見、宣誓制度に対する期待ですとか、効果とか、あるいは良い悪い含めて影響等ご意見ある方はぜひお願いします。

委員

賛成か反対かみたいな話は、別にもう自由にやってくれていい、「賛成で」と思うんですけども、このような新しい制度を作るときの問題点として心配になってしまうのが、一つ認めてしまうとこっちも認めてくれという人がどんどん出てきてしまうというのが心配です。例えばですが、パートナーは一人であるということで、この新しいパートナーシップ宣誓制度について話し合われているし、今現在の男女間の公認の話も一対一の関係になっている。最近よくテレビで、私もよく理解しきれませんが、ポリアモリーというような性的指向をもっている人達の話などを見かけます。一度に複数の人との結婚とかパートナー的な関係を結ぶんだが、それは不倫とは違うんだよという話で、それが男女間の場合もあれば異性、同性間の場合もあるらしいんです。一軒に男と女ともう一人はどっちかで、3人が住んでいてそれぞれに子どもがいる。誰が誰のお父さんというような複雑怪奇な話なんです。それなりに仲良く暮らしていて、戸籍がどうなっているか今一つ不明だけれども・・・みたいなのを時々テレビでやっているんですね。あれを見ていると、「次はこれも認めてくれ」という話になるだろうから、そうゆう指向の人もいるということもこれからは理解していかなければならないと思うので、何か一つを認めてしまうと次にこれも認めてくれというのが出てくることに関して、とても難しいなと思ってしまう。私自身はこの同性婚だとかということは、「あり」で、法律の縛りみたいなものがおかしいなと思いつつ、でも何か認めてしまうと次にというのがあって、なんでもかんでもだと歯止めが利かなくなるんだなというのが心配で、難しいなと思

っています。

もうひとつ質問をお願いしていいのですが。最近LGBTQという言葉聞くが、Qはなんですか。

人権・男女共生課

Qですが、クエスチョニングとも言われていますが、自分の性が男性なのか、女性なのか分からないですか、どちらでもないとか、また自分の性愛がどちらに向いているかも分からないといったような方達を含めての、クエスチョニングのQというものになります。

議長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員

法律婚のような財産上とかの話はいいんですが、資料にある病院局のことですが、これは市立病院だけに限られた話なんですか。

人権・男女共生課

まずは市の病院ですので、市立病院では対応してほしいということで、現在、院内の医療従事者の理解を進めているところです。いずれにしても、この制度を導入するにあたり、民間の医療機関様に対しても、パートナーシップを宣誓された方を親族と同様の対応にさせていただきたいということで、お願いをさせていただきます。また、医療機関だけでなく、事業所や住宅関係、不動産業者様に対しても、松本市はこのような制度があるので、入居要件に加えていただきたいということ、幅広く民間に向けてもお願いをしていく予定です。

委員

せかってくる制度なので、全身麻酔だとか手術だとかも対象になるようにしてほしいと思います。

委員

性の問題で悩まれている方のことは、テレビでもやっていて、そういった方が非常に多いんだなとよくわかる時代になった。松本市がこういった問題にいち早く取り組んで、やっていこうという姿勢は素晴らしいと思う。私たちも本人通知制度をお願いした時に、松本市は長野県で初めて取り組んでくれて、松本市が見本になって長野県下でも広がっていったわけですが、今回も松本がいち早く取り組んで、やってくれるというのが、資料の中の意見にもあったが、誇らしいと思います。松本市は素晴らしいまちだと思えるのでぜひ頑張ってくださいと思います。

委員

意見書の中にもありますが、市民の9割を占める人達が知らない、または無関心

ということが書かれています。私もニュース等で少し聞いたりしますが、我が身として考えてもいなかったし、この9割の中に入るのかなと思います。このように提起されて、たとえ少数であっても、それによって救われる人がいるということは、ご意見では、「もう少し検討をする期間が必要ではないか、2年程度延期されることを」というご意見もございますが、その辺との兼ね合いは分かりかねますが、たとえ少数であってもそれによって救われる人がいるということは、とても大事なことだと思います。

渋谷区が2015年に導入してから1052件ですか、お二人にすると倍の方が実際に利用しているというか、自分の生活に取り入れているということで、いいことではないかと思います。それによってマイナスということがあるのかどうか、そこら辺はどうなんでしょうか。宣誓制度を利用しているけれどもこうだったというご意見もあろうかと思いますがお聞かせいただきたい。

議長

事務局で何か事例を持っていただければお願いします。

導入した自治体で期待した効果ではないことがあるのかなのか、非常に好評だとか、そういった事例はありますか。

人権・男女共生課

マイナス面があるかどうかですが、現在、導入自治体の状況等も確認をしながら制度作りを進めているところですが、具体的にマイナスであったということは、いろいろ見る中では確認はされていません。これを利用したいという方が使う制度でするので、そもそも利用したくないという方は使いませんので、その方達がどのようにお考えかということはあるかと思いますが、制度を使ったことでマイナスがあったということは確認できていません。

委員

詳しく説明を聞きせていただきまして、率直な疑問として、多くの自治体が導入しているが、宣誓した後にこれを解消するだとかの事例ですとか、解消された後の行政サービスは受けられないだとか、その点は考えられているのでしょうか。

人権・男女共生課

まず、虚偽の申請があった場合は当然に取り消しになります。また、パートナーの関係を解消したとなりますと、その時点で宣誓書、宣誓カードは返却をさせていただくこととなりますので、そうなりますと対象のサービスからは外れてくるということになります。

議長

他に、よろしいでしょうか。

今までの委員の皆様の意見では、パートナー宣誓制度については前向きに進めていただきたいと思います。いいことである。と、ただし、内容については市民の理解は

不十分な面もあることから、しっかりと周知を図りながら進めていっていただきたいという集約でよろしいでしょうか。

はい、それでは続いて、お配りした資料の２ページの５に、宣誓できる方の要件がありますが、この件についてご意見等があればお願いしたいと思います。

双方が成年であることとありますが、選挙権は１８歳であるとか、結婚は１８歳からというようなことや、双方が松本市に住所を有しているとか、松本市と塩尻市ということもあると思いますが、この辺のことについて何かありますでしょうか。

私から質問しますが、先行都市では要件に関して何か特徴的なことはありますでしょうか。

人権・男女共生課

概ね、どこも似たような要件になります。一つ住所要件ですが、お二人が市内に住所を有す。又は、一人は市内で、もう一方は市外だがいずれ転入する。そういう場合も可とするところもありますし、お一人だけでも市内に住所があれば、もう一方の方はどこでも構わないという要件のところもあります。ただ、大体は２番目に説明した、一方が市内で、もう一方が市外でもいずれ転入する場合は可としているところが多いです。また、国立市ではたしか、在勤、在学の方も対象にしてはどうかという議論がされているようです。

また、対象を同性パートナーだけにするとすると、もっと幅広く、異性の方でも婚姻届けをしない事実婚の方も含めてパートナーとして対象にしているところもあります。

議長

他に、質問ご意見ございますか。

先進市の事例ですとか、対象要件、住所要件だとか、これからパブリックコメントも受けながら決めていって、最終定には議会で決定するということだと思えますけれども、当審議会の集約としては、これまで生きづらさや悩みを抱えていた性的マイノリティの方が、自分らしく暮らせられる制度ということで、進めていただくという集約でよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

はい、ありがとうございました。

以上を持ちまして、当審議会の議案は終了しましたが、その他特段なにか、せっかく人権擁護に関わる皆さんにお集まりいただきましたので、ご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、以上を持ちまして、議案については終了ということで議長を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

以上